

令和7年度 戸田市商工業支援事業補助金 展示会等出展支援事業のご案内

目的：市内事業所の出展費用の一部を支援します。



補助事業

戸田市内にある事業所が、令和7年度中に、B to B 向けの展示会又は見本市（以下「展示会等」という。）に出展し、自社製品・技術を積極的に外部へ発信することを支援します。



補助対象（次に掲げるすべての要件を満たすことが必要です。）

- ・戸田市内に本店のある中小企業基本法第2条に定める事業者であること。
- ・3年以上事業を営み、かつ戸田市内で1年以上営業していること。
- ・市税等に未納がないこと。
- ・補助申請する展示会等への出展において、戸田市又はその他の公的な支援を受けていないこと。
- ・同一年度内に当該事業に係る補助金の交付を受けていないこと。



補助対象経費

- ・出展した日数分の出展料及び出展小間料
- ・展示会等の自社スペースの装飾に係る内装工事費
- ・展示会等の出展場所までの展示物運送費
- ・展示会等の出展に係る販促費（パンフレット等）

注）実績報告時に、経費を証明する資料が必要になります。



補助率

補助対象経費（税抜き）の2分の1以内（千円未満切捨て。） ※限度額20万円



申請書類 以下の書類を添えて申請してください。

補助金等交付申請書	指定用紙（第1号様式）
補助金等交付申請額内訳調書	指定用紙（第2号様式）
補助事業実施計画書	指定用紙
履歴事項全部証明書（法人のみ）	法務局にて発行。申請時より3ヶ月以内。写しでも可
会社概要	会社案内、会社ホームページの写し等
完納証明書	市収納推進課にて発行 ※代表者以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。
展示会詳細資料	展示会申込書の写し、パンフレット等
出展物詳細資料	出展物の資料（出展予定の製品のパンフレット等）

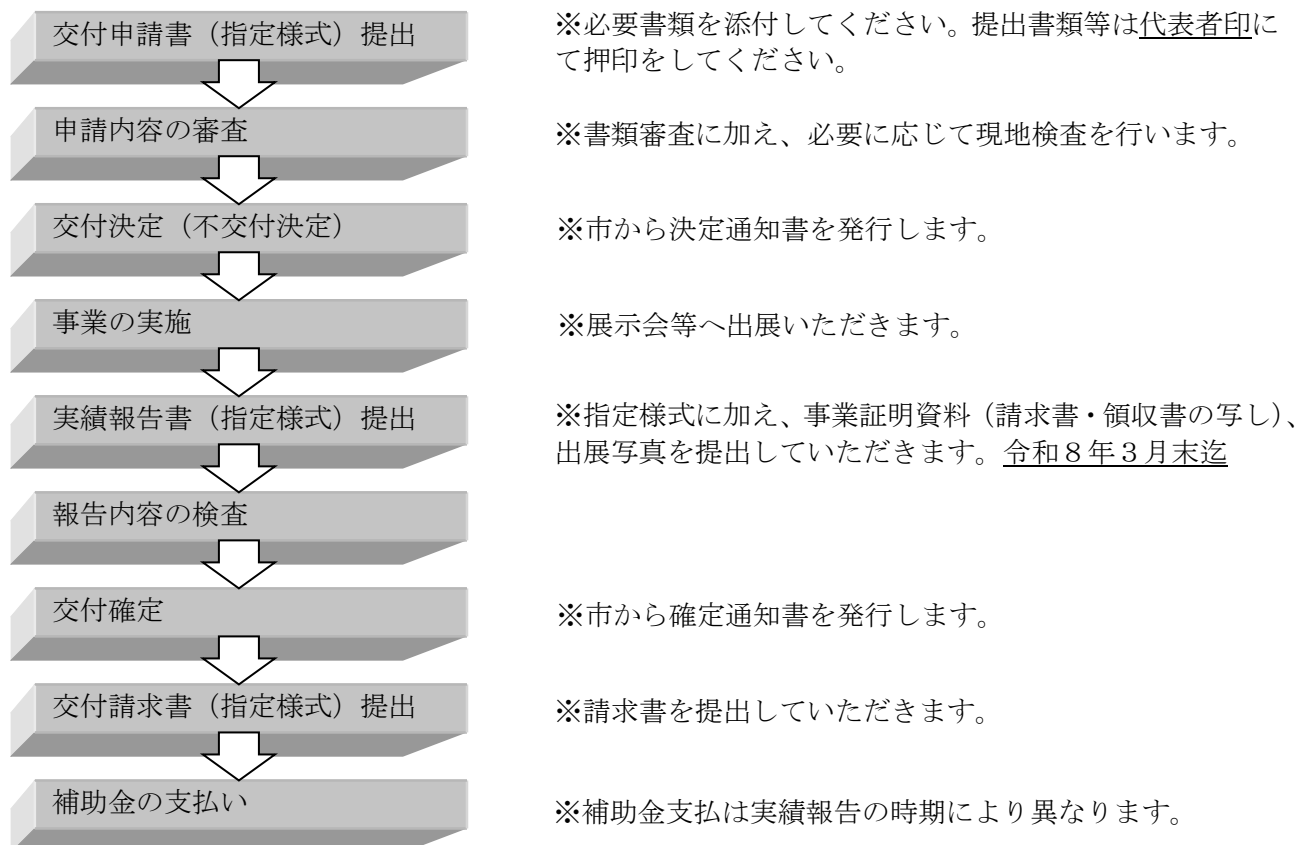


募集時期

令和7年4月1日（火）～ ※予算の範囲で申込順



手続の流れ



その他

- ・実際の進行状況や支出金額が異なるときは、事業変更届出書を提出していただきます。
- ・補助金交付後、5年間の間に市から請求した場合は、事業実施状況報告書を提出していただく場合があります。
- ・補助金の交付を受けた事業者については、事業者名、補助金交付金額等について公表させていただくことがあります。
- ・提出書類への押印は、法人の場合は全て代表者印でお願いします。

戸田市役所 経済戦略室	
住 所	〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1-18-1
TEL	048-441-1800（内線398）
FAX	048-432-9910
H P	http://www.city.toda.saitama.jp